

令和2年度職員採用選考試験（作業療法士）  
専門記述試験（R3.1.24）

次の2つの課題のうち、いずれか1つに解答しなさい。

＝ 課題 1 ＝

○ 認知行動療法について

わが国では、精神科における有効的な治療方法のひとつとして、1980年代後半から認知行動療法（Cognitive behavioral therapy:CBT）が注目されるようになり、現在では、様々な研究報告から治療効果や再発予防効果を裏づけるエビデンスも積み重ねられてきています。また、認知行動療法的理論を取り入れた治療的アプローチも様々な形で発展してきており、その適応範囲も広がりを見せています。

今後も、幅広い分野での効果が期待されているこの治療法について、その特徴や適応、関わりについて述べなさい。

また、精神科治療プログラムで活用されている（ ）内の技法について、あなた自身が活用してみたいものを1つ選択し、その理由を述べなさい。

（社会的技能訓練（SST）、うつ病に対するCBT、発達障害者に対する就労支援）

＝ 課題 2 ＝

○ 身体障害者に対する補装具支給について

補装具の給付制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年3月施行）に基づき、「自立支援給付」サービスの一つとして位置付けられています。また、補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者等については、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、身体障害児等については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものとされています。

補装具の種類は、義肢、装具、車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置等が対象となり、障害状況から補装具の購入や修理が必要と市町が認めた場合に支給されます（身体障害者福祉法及び児童福祉法による「補装具種目等に関する基準」を再編）。治療や訓練に使用する医療用の装具は、補装具費の支給対象とはなりません。

身体障害者更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定等を行う機関となっています。

身体障害者更生相談所が補装具（肢体不自由）判定を実施するにあたり、必要とされる判断基準（補装具支給するために必要な視点）や留意点について、また、専門職の立場としてあるべき姿について、あなた自身の見解を述べなさい。